



暴力団排除条項に基づく 保険契約の重大事由解除

弁護士 大野 徹也¹⁾

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

広島高裁岡山支平成30年3月22日判決、控訴棄却
〔確定〕平成29年(ネ)第170号 保険契約者地位
確認請求控訴事件 判時2387号22頁
第一審 岡山地裁平成29年8月31日判決 平成27年
(ワ)第1141号 保険契約者地位確認請求事件 金
融・商事判例1546号39頁

1. 本件の争点

本件は、法人である控訴人（一審原告）X会社が、X会社代表取締役であるAを被保険者として、被控訴人（一審被告）Y1生命保険との間で生命保険契約を、被控訴人（一審被告）Y2損害保険との間で傷害保険契約をそれぞれ締結していたところ、Yら各保険会社が、Aが「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」に該当することを理由として、各保険契約約款上のいわゆる暴力団排除条項（以下「暴排条項」という）に基づき各保険契約を解除したことから、X会社が、Yら各保険会社に対し、同解除は無効であると主張して、各保険契約に基づき、X会社が保険契約者たる地位を有することの確認を求めて提訴した事案である²⁾。

本件の一つ目の争点は、暴排条項の趣旨及びその解釈のあり方であり、暴排条項について、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべきか否かという点が争われた（争点①）。二つ目の争点は、争点①の解釈を前提に、Aが「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」に該当するか否かである（争点②）。

2. 事案の概要

X会社は、平成26年8月、X会社の代表取締役であるAを被保険者として、経営者大型総合保障制度（生命保険と損害保険のセット保険）に係る保険契約として、Y1生命保険との間で生命保険契約を、Y2損害保険との間で傷害保険契約をそれぞれ締結し、同年9月にも同旨保険契約をさらにそれぞれ締結した（以下、Y1生命保険及びY2損害保険を併せて「Yら保険会社」といい、これら保険契約を併せて「本件各保険契約」という）。

本件各保険契約の約款には、「重大事由による（保険契約の）解除」に係る条項において、保険契約者ないしは被保険者が「その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」等に該当する場合、保険者が保険契約を解除することができる旨の条項（以下、本件各保険契約上の暴排条項を「本件排除条項」という）が規定されている。

甲県は、平成27年9月1日、甲県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、X会社を入札指名業者から排除する旨の措置（以下「本件排除措置」という）を行った。本件排除措置に係る指名除外理由は、X会社につき、「有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたこと」であった。

Yら保険会社は、X会社に対し、同年11月13日付各通知により、本件排除条項に基づき、本件各保険

契約を解除する旨の意思表示をした（以下「本件解除」という）。これに対し、X会社は、同年12月28日、本件解除は無効であるとして、本件各保険契約に基づき、Yら保険会社に対し、X会社が保険契約者としての地位を有することの確認を求め、本訴を提起した。

争点①に関し、X会社は、本件排除条項の趣旨及びその解釈のあり方について、「本件排除条項は、曖昧かつ広範で保険契約者又は被保険者にとって不利な特約である。したがって、本件排除条項は、保険法30条3項あるいは57条に違反する場合は無効というべきであり、本件排除条項はこれらの条項の趣旨に沿って解釈されなければならない。そうすると、本件排除条項は、保険法30条、57条の趣旨に鑑み、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限って適用される規定と限定的に解釈すべき」と主張した。これに対し、第一審は、「本件排除条項の趣旨は、反社会的勢力を社会から排除していくことが社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であることに鑑み、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することにあると解されること、その趣旨は正当なものとして是認できるから、本件排除条項をもって、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であると限定的に解釈すべきである旨の原告の主張は採用できない」とし、また、本件排除条項が曖昧かつ広範ということもできないと判示した。

また、争点②に関し、X会社は、Aが暴力団組長であるBと同じ飲食店で飲食をしていたことはあったが、その内容は非難されるようなものではないと主張したが、第一審は、Aが暴力団組長Bの犯した傷害事件の被害者Cに被害申告をしないよう約束させたり、Cに対し、Bが逮捕され罰金刑に処せられたことに因縁を付け、X会社の工事代金支払義務を免れようと、Bを不当に利用したりしたことが認められることからすると、A及びBの関係は「もはや単なる中学時代の知人同士という幼なじみの人間関係の延長線上にあるものとはいえず、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達する」として、本件解除を有効とし、X会社の請求を全部棄却した。X会社はこれを不服として控訴した。

3. 判旨（控訴棄却）

(1) 争点①について

本判決は、「原審と同様に、本件排除条項を控訴人主張のとおり限定解釈することはできない」として第一審の判断を支持した。本判決は、第一審の摘示理由に加え、「本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたもの」との理由を付加している。

(2) 争点②について

本判決は、「社会的に非難されるべき関係」の意義につき、①反社会的勢力に該当すると認められること、②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められること、③反社会的勢力を不当に利用していると認められることに準じるものであって、「反社会的勢力を社会から排除していくことの妨げになる、反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力するものや、反社会的勢力の不当な活動を積極的に支援するものや、反社会的勢力との関係を積極的に誇示するもの等をいう」とし、「AがBに対し顔を立てさせることによって、Cに被害申告をしないことを約束させたり、Bからの害悪を告知して未払いの工事代金の回収を断念させたりすることができるような関係にあった」こと等から、AとBの関係は「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達していた」として、X会社の控訴を棄却した。

4. 評釈（判旨に賛成）

(1) はじめに

本判決は、筆者が知る限り、保険契約約款上の暴排条項に基づく重大事由解除の有効性につき判断が示された初の公刊物掲載裁判例である。保険契約約款への暴排条項導入が開始された平成24年以降、暴排条項に基づく重大事由解除は実務上広く定着しているところであるが、保険契約約款上の暴排条項の位置付けやその有効性については様々な見解が示されている状況にある³⁾。そこで、保険契約約款上の暴排条項の導入経緯及び内容並びにその位置付けや有効性に係る各見解の状況を俯瞰した上で、本判決の意義について検討することとする。

(2) 保険会社による反社会的勢力排除に係る態勢整備の推進

平成19年6月の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の策定と、これを受けた平成20年3月の金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の改訂等により、保険会社は、法令等遵守態勢の一環として、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みが求められることとなった。その趣旨は、同監督指針（現行）Ⅱ4-9-1の以下の記述に表現されている⁴⁾。

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社においては、保険会社自身や役員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。もとより保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、保険会社においては、『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について』（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

保険会社は、平成20年以降、係る監督指針の趣旨を踏まえ、経営陣の主導の下、反社会的勢力の排除に係る基本方針の策定・公表、専門部署の設置、社内規程の整備、データベースの構築、審査・モニタリング態勢の確立、監査の実施等、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を強力に推進してきた。

(3) 保険契約約款への暴力団排除条項の導入とその位置づけ

平成23年6月、生保協会が保険契約約款に導入すべき暴排条項の規定例を策定・公表し、平成24年以

降、生損保各社における反社会的勢力との関係の遮断に係る態勢整備の一環として、生損保各保険契約約款上に暴排条項が順次導入された。以下は生保協会の規定例であるが、生損保各社とも、概ねこれと同旨の暴排条項を規定している。

第〇条

① 会社は、次のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. ～3. 略

4. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき

イ. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

ニ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

上記規定例からも明らかなおおり、保険契約約款上の暴排条項は、保険法上の重大事由解除の解除事由の一つとして規定されている。すなわち保険法は、保険者による解除権の1つとして重大事由解除を規定し（30条、57条及び86条）、その解除事由を各条1号から3号まで限定列挙しているところ、暴排条項は、各条3号（「前2号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」（57条3号。損害保険等の規定も同旨）。以下「3号解除事由」という）に該当すべき事由の一類型を、約款にて明確化ないし具体化したものとして位置づけられている。他方で保険法は、同

法に定める重大事由解除の規律に反する特約で保険契約者等に不利なものは無効としていることから（33条1項、65条2号及び94条2号。いわゆる片面的強行規定）、暴排条項が、係る片面的強行規定により無効とならないかが問題となる。

なお、暴排条項は、銀行、証券、不動産その他多くの取引類型に導入されており、暴排条項に基づく解除の有効性・適法性が争われた事例も少なからず存在するが、暴排条項自体を無効とした裁判例は見当たらない⁵⁾。また、暴力団員との間の共済契約の解消（錯誤無効、公序良俗違反等）の当否が争われた事案として福岡高判平成26年5月30日判例集未登載（金判1448号9頁〔判例紹介〕）（原審：福岡地判平成26年1月16日金判1438号36頁）があるが、同事案においては重大事由解除が行使されていないため、同解除の有効性は争点となっていない⁶⁾。

(4) 保険契約上の暴排条項の有効性に関する各見解

保険契約における暴排条項の有効性については、概ね以下の4つの見解がみられる。

- ① 反社会的勢力との関係遮断の取組みが強く義務付けられている保険会社を保険者とする保険契約に関しては、反社会的勢力等の属性は、それ自体が信頼関係破壊・契約継続困難を基礎づけるから、暴排条項は、不正請求の蓋然性の有無を問わず有効であるとする見解（以下「①説」という）⁷⁾。
- ② モラル・リスクに直接の関連性を有しない事情は3号解除事由にいう「信頼関係破壊」に影響を与えないとの理解を前提に、反社会的勢力はモラル・リスクを招来する高度の蓋然性があるとして、暴排条項を有効とする見解（以下「②説」という）⁸⁾。
- ③ 保険会社の担保する危険が変動していないのに解除できるか疑問である、あるいは、保険契約者等が反社会的勢力等であることが、ただちに保険者の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とするとして評価してよいのか、なお慎重に検討すべきとする見解（以下「③説」という）⁹⁾。
- ④ ③説の問題意識を踏まえ、暴排条項を重大事由解除とは別個の解除権と位置づける見解（以下「④説」という）¹⁰⁾。

(5) 3号解除事由にいう「信頼関係破壊」の意義

保険契約上の暴排条項の有効性を検討するにあたっては、ア) 3号解除事由にいう「信頼関係破壊」の評価根拠事実がモラル・リスクに関連する事情に限定されるのか否か、イ) ア) の帰結を前提に保険契約者等が暴排条項に該当するとの事実が「信頼関係破壊」を基礎づけるに足りる十分な事情となり得るか、という2段階に分けて検討することが有益である。ア) の結論によって、イ) で考慮できる評価根拠事実の範囲が異なることとなり、その差異は結論にも影響を与え得るからである。

ア 「信頼関係破壊」の評価根拠事実はモラル・リスクに関連する事情に限定されるか

限定する立場は、3号解除事由の文理上、信頼関係の破壊は当該保険契約に対して向けられたものであることを要するとして、「信頼関係破壊」は、保険者が引き受けたリスクを人為的に高める事情に関係していなければならないとする（以下「限定説」という）¹¹⁾。

これに対し、限定されないとする立場は、重大事由解除の法理が、そもそも一般私法の領域における信頼関係破壊法理に由来する点に鑑みれば¹²⁾、3号解除事由の評価根拠事実を、保険特有の観念であるモラル・リスクに関連する事情に限定しなければならない必然性は無く、保険契約は、「保険」であると同時に「(継続的) 契約」なのであるから、「保険」関係を成立・存続させるに足りる信頼関係の存否を問うに際しては、「(継続的) 契約」自体を締結・維持させるために必要な信頼関係の存否を問うことも許されてよいはずであり、「信頼関係破壊」の評価根拠事実はモラル・リスクに関連する事情に限定されないとする（以下「非限定説」という）¹³⁾。

この点につき判示した裁判例としては、暴排条項未導入の自動車保険契約に関し、反社会的勢力に対する保険契約の名義貸しを理由に3号解除事由に基づく重大事由解除を行った事案において、「3号解除事由がモラルリスクの場合のみの規定であると解する根拠はない。モラルリスクとは直接関係がないものであっても、それと同程度に保険会社の信頼を損なうような事情があれば、3号解除事由に該当すると解すべき」として非限定説を採用した宇都宮地判平成29年11月30日自保ジ

ジャーナル2025号149頁（2018年）がある¹⁴⁾。

イ 保険契約者等が暴排条項に該当するとの事実の「信頼関係破壊」の程度

非限定説に立ったとしても、保険契約者等が暴排条項に違反するとの事実が信頼関係破壊を基礎づけるに足りる十分な事情となるかは問題となるが、①説は、少なくとも政府による許認可と監督の下、反社会的勢力との関係遮断への取組みが強く義務付けられている保険会社にとって、保険契約者等が反社会的勢力であるとの事実は、保険契約の存立基盤となる保険事業の存続にも関わる問題なのであるから¹⁵⁾、信頼関係破壊の程度としては極めて大きく、その信頼関係破壊の程度は1号および2号解除事由に比肩するとする¹⁶⁾。

これに対し、限定説に立つ場合、②説がいうように、非限定説が摘示する上記各事由は考慮事情とはならず、保険会社側は、暴排条項所定の属性類型自体にモラル・リスクを招来する高度の蓋然性があることや、個別具体的な事案においてモラル・リスクを招来する高度の蓋然性があることにつき主張立証することを要することとなる¹⁷⁾。

(6) 本判決の判示と評価

X会社は、本件排除条項自体の無効主張はせず、保険法30条及び57条は、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定であるとの理解を前提に、本件排除条項についても、同蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべき旨を主張した。これは限定説に立脚した主張といえるが、前記のとおり、本判決は、非限定説に立脚して、係る原告の主張を排斥した。

一方で、本判決は、本件排除条項が保険法上の重大事由解除として位置付けられるのか否か、また、本件排除条項が保険法上の片面的強行規定に抵触するのか否かについて、明示的には言及していない¹⁸⁾。しかし、本判決が、X会社の保険法30条、57条の趣旨に鑑み限定解釈がなされるべきである旨の主張に対し、本件排除条項を保険法上の重大事由解除と位置づけることについては特段の異論も述べないまま、前記判示により、本件解除を有効としている点からすれば、本判決は、暴排条項を保険法上の重大事由解除と捉えた上で、保険契約者等が暴排条項に該当するとの事実は「信頼関係破壊」を基礎づける

ものとして、①説の立場から、本件解除を有効としたものと理解して差し支えないものとする。

なお、本判決は、暴排条項の「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」の意義と個別事案への適用につき判断を示しているが、この点は、保険契約以外の契約領域においても参考となる。

(7) おわりに

前掲・宇都宮地判、そして本判決により、3号解除事由の「信頼関係破壊」の意義については、非限定説に立脚する流れが形成されることとなった。

また、保険契約約款上の暴排条項に基づく重大事由解除の有効性につき、裁判例による判断が示されたことは、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを推進する保険実務に大きな安堵を与えたものといえる。

判旨に賛成する筆者としては、今後も同旨判断が積み上げられることを期待したい。

以上

-
- 1) プロアクト法律事務所パートナー、公認不正検査士 (CFE)、公認AMLスペシャリスト (CAMS)。
 - 2) 本判決の評釈として、鈴木正人「共生者排除に係る出口対応の深化－保険暴排の裁判例を題材に－」金法2091号4頁 (2018年)、鈴木仁史「共生者・密接交際者との保険契約の暴排条項に基づく解除－広島高裁岡山支判平30. 3. 22の検討－」金法2093号8頁 (2018年)。
 - 3) 保険契約における暴力団排除条項と重大事由解除の規律に関する各見解の状況は、大野徹也「保険契約における暴力団排除条項と重大事由解除の規律」金法2035号38頁 (2016年) 参照。
 - 4) かかる問題意識は日本固有のものではない。米国は、「『重大な国際犯罪組織』(筆者注：日本の暴力団を含む)の活動が、国際的な政治及び経済システムの安定性を脅かす範囲及び重大性を持つに至っている」等として、2011年以降、大統領令により、暴力団の金融資産の凍結を命じている。
 - 5) 保険契約以外の取引類型における暴排条項に基づく解除の有効性が争点となった事案として、①預金取引に関し、暴排条項は、目的の正当性が認められ、その目的を達成するために反社会的勢力に属する預金契約者に対し解約を求めることにも合理性が認められるから、憲法14条1項、22条1項の趣旨や公序良俗に反するものということではできず有効であるとした福岡高判平成28年10月4日金判1504号24

- 頁、②証券取引に関し、原告は暴力団関係者に該当し、原告に対する解約申し入れと解約手続きは、社会通念上正当とした東京地判平成24年12月14日金法1992号60頁、③市営住宅条例に関し、暴排条項は暴力団員について合理的な理由のない差別をするものということとはできないことなどから、憲法14条1項、憲法22条に違反しないとした最判平成27年3月27日民集69巻2号419頁、④結婚披露宴にかかる契約につき、暴力団員によるホテルの利用を拒否する条項には一定の合理性があるとした大阪地判平成23年8月31日金法1958号118頁等がある。
- 6) 同裁判例の評釈として、大野徹也「契約者が暴力団員であることを理由とする生命共済契約の錯誤無効が認められなかった事例」東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会編「反社会的勢力を巡る判例の分析と展開」104頁（2014年・経済法令研究会）、山本啓太「共済契約者が暴力団員であることを理由とする共済金支払拒否の可否」法律のひろば2016年1月号60頁、肥塚肇雄「反社会的勢力の排除」事例研レポート295号10頁（2016年）等。
- 7) 大野・前掲3) 43頁、鈴木仁史「生命保険・損害保険約款への暴排条項の導入」金法1938号62頁（2012年）、嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権—重大事由による解除の適用場面を中心に」石川正先生古稀記念論文集経済社会と法の役割839頁（2013年・商事法務）、落合誠一監修・編著「保険法コンメンタール（損害保険・傷害疾病保険）第2版」177頁〔榊素寛〕（2014年・損害保険事業総合研究所）、天野康弘「重大事由解除と反社会的勢力の排除について」保険学雑誌629号181頁（2015年）等。
- 8) 藤本和也「重大事由解除に基づく反社会的勢力排除の法理」保険学雑誌633号85頁（2016年）等。
- 9) 甘利公人「日本共済協会平成25年度第1回・第2回共済理論研究会報告要旨」共済と保険2014年2月号25頁、潘阿憲「生命保険契約と重大事由解除」生命保険論集192号20頁（2015年）等。
- 10) 山本・前掲6) 68頁。
- 11) 勝野義孝「重大事由による解除」別冊金融・商事判例「新しい保険法の理論と実務」212頁（2008年・経済法令研究会）。なお、藤本・前掲8) 91頁は、モラル・リスクに直接関連しない事情は3号解除事由にいう「信頼関係破壊」の考慮事由とはならないが、「契約継続の困難性」の考慮事由にはなり得るとする。しかし、「契約継続の困難性」要件は、その文理からすれば、「信頼関係破壊」の程度が大きいことや、破壊された信頼関係の修復の困難性を求める要件と解され、「信頼関係破壊」とは別個独立の要件としてその該当性を検討すべき要件と捉えるべきなのか、疑問がある。
- 12) 中村敏夫「生命保険契約法の理論と実務」395頁（1997年・保険毎日新聞社）、山下友信「保険法」640頁（2005年・有斐閣）。
- 13) 大野・前掲3) 40頁。なお、山下友信＝米山高生編・保険法解説577頁〔甘利公人〕（2010年・有斐閣）は、保険金の不正取得目的がある場合は、1号または2号で解除できることから、3号解除事由は不正取得目的がなくとも適用されるとする。
- 14) 同裁判例の評釈として、高見直史・本誌2018年8月号25頁。なお、同判決は、本文掲記の事由は3号解除事由に該当するとして、不正請求の蓋然性の有無を問わず、重大事由解除を有効としている。
- 15) 現に、平成25年には、同旨規制下にある銀行業界において、反社会的勢力との関係遮断が不十分であったとしてメガバンクに対する業務改善命令及び一部業務停止命令が発せられ、経営陣は経営責任を問われている。また、各都道府県の暴排条例は、事業者に対して暴排条項導入の努力義務等を課している（東京都暴力団排除条例18条2項等）。
- 16) 大野・前掲3) 42頁。なお、契約当事者を取り巻く社会的環境や規制環境等は、私人間の契約条項の有効性に係る評価根拠事実足り得る。福岡高判・前掲脚注5)も、「本件各条項（筆者注：暴排条項）は、反社会的勢力との関係遮断が特に強く求められる金融機関としての社会的責任を全うすべく、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶するために、反社会的勢力との取引を拒絶し、反社会的勢力の経済活動ないし資金獲得活動を制限し、これを社会から排除して、市民社会の安全と平穏の確保を図ることを目的とする」ものであること等の事実を、暴排条項の有効性を基礎づける事情として捉えている。
- 17) 藤本・前掲8) 91頁以下。ただし、かかる立証には相当の困難性が予測されるし、モラル・リスクを招来する高度の蓋然性を基礎づける事実が立証できるのであれば、当該事実自体が3号解除事由に直接該当するであろうから、暴排条項が機能する場面は殆ど想定できなくなるように思われる。
- 18) この点で、本判決が暴排条項を重大事由解除とは別個の解除権と位置づける④説を採用したと見る余地が皆無ではないともいえるが、④説を採用するのであれば、保険法（こと重大事由解除にかかる片面的強行規定）の下で、かかる別個の解除権を規定することの可否につき、相応の理由が示されてしかるべきであろう。